

枚方市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）3 月 27 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	番 匠 映 仁
同	一 原 明 美

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市民生活部	市民生活政策課
	市民課
	医療助成・児童手当課
	債権回収課

(2) 対象事務

令和6年度（2024年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和6年（2024年）12月2日（月）から令和7年（2025年）3月26日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【指摘・改善事項】

〔医療助成・児童手当課〕

○児童手当等及び各医療助成等返還金債権の管理・回収について

児童手当等及び各医療助成等返還金については、受給資格喪失が発生原因の一つであることから、広報や市のホームページ等で手続について周知するなど未然防止に努めているが、毎年度、返還金が発生している状況である。返還金の管理及び回収については、枚方市債権管理及び回収に関する条例（以下「債権管理条例」という。）及び同条例施行規則に基づき手続を行う必要があり、前回、前々回の監査でも意見しているところである。しかしながら、今回の監査においても、督促手続が規定されている時期に行われていない事例や延滞金の賦課が行われていない事例等、同様の事例が見受けられたことは、非常に遺憾であると言わざるを得ない。

引き続き返還金の発生抑止に努めるとともに、債権管理条例に基づいた厳正な手続を徹底的に行い、適正な債権管理及び回収に取り組むよう指摘する。

【意見・要望事項】

〔市民生活政策課〕

○市民生活政策課の所管事務について

令和6年9月17日に、枚方市駅市民窓口センターがステーションヒル枚方の5階に開設した。リモート窓口システムや窓口DX SaaSの導入によるデジタル技術を活用した、「書かない」「待たない」「回らない」をコンセプトとした新たな窓口サービスを実施しているが、転入・転居や遠隔相談窓口等の利用は非常に少ない状態であった。

今後は、多くの市民に利用してもらえるよう周知徹底を図るなど、利用促進に向けた取組を進めるよう要望する。

また、各支所において無料で車椅子の貸出を行っているが、修理されずに貸出不可のままになっているものや所在不明のものがあつた。

今後は、企業等から寄贈を受けた貴重な財産であることを認識し、定期的な台数確認や補修を行うなど、適切な管理を行うよう要望する。

〔市民課〕

○市民課の所管事務について

市民課では、戸籍や住民基本台帳等に関する事務を所管している。

住民票の写しについては、マイナンバー記載のものを代理人が請求した場合、請求者の希望により速達に変更できるが、市民課では請求者から速達分の料金を徴収しているものの、市の歳入として計上されておらず、請求者に対して領収書等の交付もされていなかった。また、金庫内に記録等もない不明金が存在する事例も見受けられた。

今後は、実費徴収した現金を市の歳入として計上し、会計規則に基づく適切な処理を行うとともに、不明金が発生しない取組を進めるよう要望する。

さらに、今回の定期監査に係る提出書類を準備する際に文書の一部が誤廃棄されていたことが発覚した。文書の誤廃棄については過去にも発生しており、再発防止に向けた取組が生かされないまま、今回の誤廃棄が発生したことは、看過できない事象と考える。

今後、住民個人の情報を取り扱っているという意識を再認識し、徹底した再発防止策を講じるなど、適正な文書管理を行うよう強く要望する。

〔医療助成・児童手当課〕

○児童手当等受給資格に関する証明書発行事務について

児童手当等受給資格に関する証明書発行事務において、年度当初に事務処理方法を決定する文書を起案していたものの、交付申請書の收受及び証明書発行の決定に係る決裁処理が全く行われていなかった。また、公印の事前押印について、公印担当課長への承認依頼書が未提出であり、未承認のまま押印処理が行われていた。

今後は、事務決裁規程等に基づき適正に証明書発行に係る事務手続を行うよう要望する。

[債権回収課]

特に指摘すべき事項はなかった。